

耐震改修の依頼を受けた建築士の方へ

この度は、当市の耐震改修補助事業に御協力いただき、ありがとうございます。

建築物の所有者または居住者より改修の依頼を受けるにあたって、以下の事項について確認をお願いします。

1 対象となる建築物

昭和56年5月31日以前に工事に着工した市内の既存建築物で、次に掲げるものです。構造は問いません。

- (1) 建築物の用途が住宅であるもの（一戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅）
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条第1号に規定するもののうち同条に規定する特定建築物に該当するもの(共同住宅等に該当するものを除く。以下「特定建築物」という。)

2 補助対象経費について

(1) 対象となる耐震改修工事

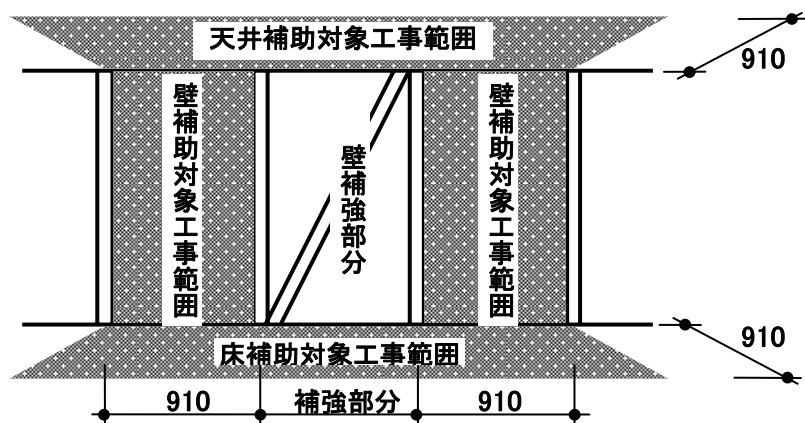
- ① 木造の住宅 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅について、当該改修により上部構造評点が1.0以上となるもの
- ② 木造の特定建築物 耐震診断の結果、構造耐震指標 I_w が1.0未満の建築物について、当該改修により構造耐震指標 I_w が1.0以上となるものであって、安全性を評価した結果について別表に掲げる機関による審査を受けて適正と認められたもの
- ③ 木造以外の住宅及び特定建築物 耐震診断の結果、構造耐震指標 I_s が0.6未満の住宅及び特定建築物について、当該改修により構造耐震指標 I_s が0.6以上となるものであって、安全性を評価した結果について別表に掲げる機関による審査を受けて適正と認められたもの

(2) 耐震改修工事に要する費用

耐震改修計画^{*}に基づいて行う工事の監理業務、耐震改修において必要不可欠な構造部材、耐力壁、またそれらの設置に伴う補強金物、接合金物等、基礎工事等、構造耐力上の評定向上に直接寄与する工事とその部分の復旧に要した費用をいいます。構造耐力の評定向上に直接寄与しないリフォーム工事、建築設備関係等の工事に係る工事費用は補助対象となりません。

(3) 補助金交付申請書に添付する工事費内訳書の写しについて

- ① 見積書における工事内容が確認できるように、対象建築物の現況図面及び耐震改修工事範囲及び工事方法がわかる図面の作成をお願いします。



【例1】 耐力壁（筋交い）を設置した場合

②「耐震改修工事」と「リフォーム工事」を同時に行う場合、「耐震改修工事」と「リフォーム工事」の見積りを明確に区分すると共に、各々の工事範囲がわかる図面の作成をお願いします。なお、両工事を区分する際に「耐震改修工事」の影響範囲の考え方として【例1】を参考にしてください。

3 契約について

適合通知を受けた後に耐震改修工事に関する契約を結んでください。適合通知以前補強工事の契約を締結してしまうと、補助は受けられません。

耐震改修は原則として、木造の住宅にあっては、市内に営業所を有する建築士事務所に所属する建築士及び建設業者が、それ以外の建築物にあっては市内に営業所を有する建設業者が行うこととなります。

4 特定工程の調査について

耐震改修工事について次に定める工程に達しましたら、所沢市職員に連絡をし、具体的な検査日時を決めてください。検査当日は市職員がお伺いし、検査を行います。

(1) 木造の住宅の耐震改修工事の場合は、次のア又はイに掲げる耐震改修部分について、それぞれア又はイに定める工程に達したとき。

ア 基礎 配筋

イ 壁 筋交い等を入れた軸組みの設置

(2) それ以外の建築物の耐震改修工事の場合は、市長が指定する工程に達したとき。

5 実績報告書について

耐震改修工事が完了したときには、実績報告書に以下の書類を添付の上、提出してください。

- (1) 耐震改修の工事施工箇所の写真(施工前、施工中及び施工後に写した写真をいう)及びその位置を示した平面図
- (2) 耐震改修の工事を行った建設業者の建設業許可書の写し(申請時に添付)
- (3) 耐震改修の工事費用内訳書
- (4) 耐震改修の工事に要した費用の領収書の写し(補助対象者宛てのものに限る)
- (5) その他市長が必要と認める書類

※ 原則、(1)の平面図に示された位置と(3)の内訳書の工事内容は対応したものを作成してください。対応が困難な場合は増減表等の作成をお願いします。

報告については、改修後1ヶ月以内若しくは補助金申請年度の1月末日までに実績報告書を提出してください。

問い合わせ：所沢市役所建築指導課

住所：〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1

電話：04-2998-9180

E-mail：a9180@city.tokorozawa.saitama.jp